

## 資料 7 - 2

豊洲市場用地における第 8 回の  
地下水モニタリング結果について  
(平田座長から築地市場関係者へのコメント)  
(平成 28 年 10 月 3 日)

平成28年10月3日

築地市場関係者の皆様

専門家会議  
座長 平田健正

豊洲市場用地における第8回の地下水モニタリング結果について  
(別紙:「地下水のモニタリング(観測井設置箇所)」)

土壌汚染を浄化した場合、対策実施後に地下水中の汚染物質濃度が変動しながら低下していくことはよくある現象です。

そのため、土壌汚染対策法では、地下水中の濃度が低下して基準以下の状態で2年間安定するまで継続的に監視することになっており、途中で濃度が基準を超過した場合には基準以下の状態で、2年間安定するようになるか監視を継続することになっています。

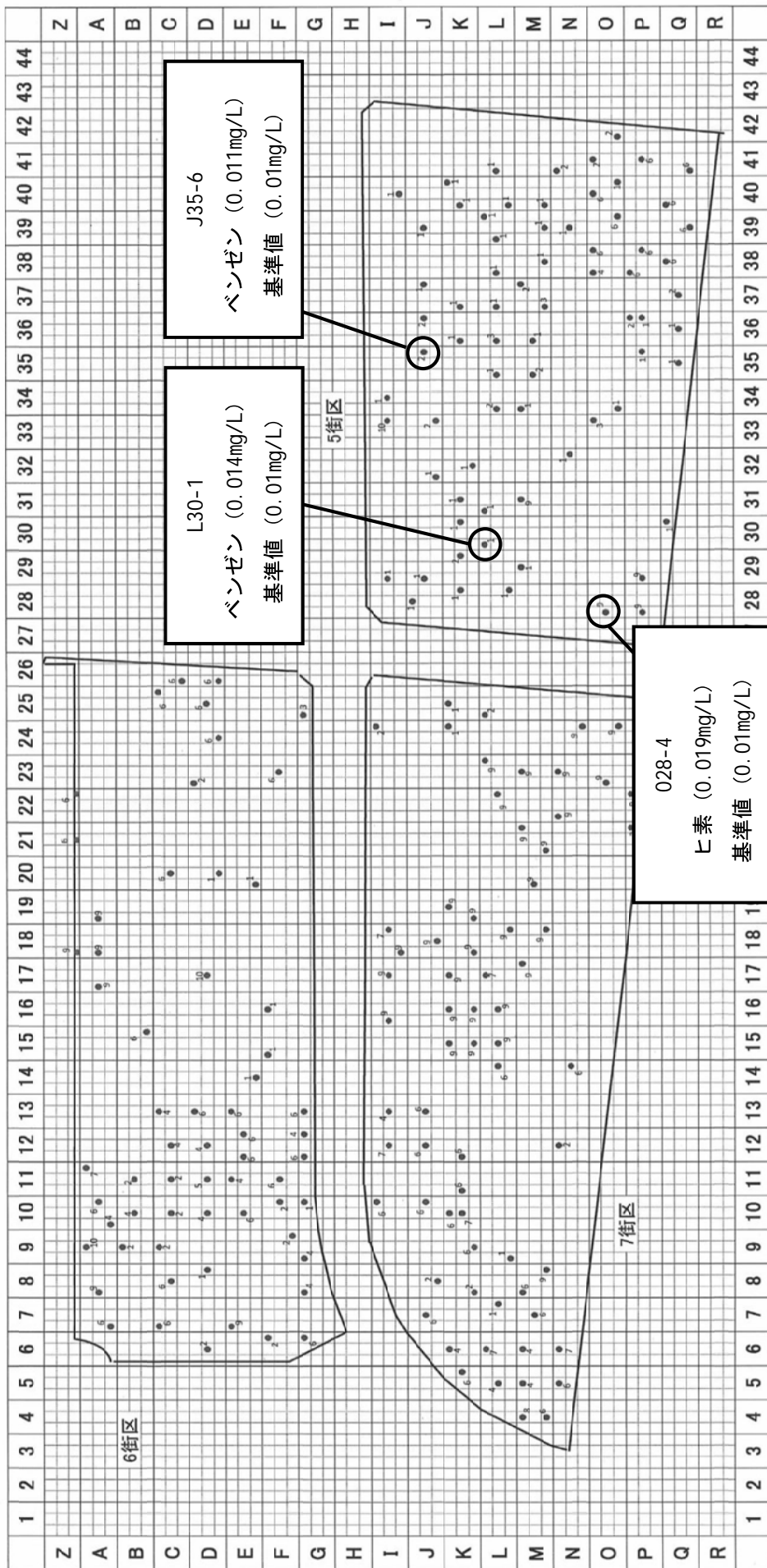
現在は、土壌汚染対策後の地下水中の濃度の推移を確認している状況であり、一時的な上昇をもって判断するものではなく、今後の推移を見守るべきと考えております。

さらに豊洲新市場の地下水は、飲用に供することはなく、人体の健康に影響するものではありません。

こうした地下水濃度の推移および今後の対応については、第1回専門家会議で審議することにしていきます。

以上

地下水のモニタリング(観測井設置箇所)



※観測井設置位置は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づき設定

凡例	
●	観測井
	5街区: 72本
	6街区: 61本
	7街区: 68本
	合計: 201本